

## 令和3年度山形県離転職者職業訓練事業の実施のための企画書募集に係る公告

令和3年度山形県離転職者職業訓練事業を実施するため、民間教育訓練機関等へ企画書の募集を次のとおり行う。

令和3年2月17日

山形県立山形職業能力開発専門校長 高橋 信弘

### 1 募集する委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者を対象とした、以下の委託訓練に係る企画提案を募集する。職業訓練の分野、地域、実施時期、内容等については、企画書募集説明書の別紙1「令和3年度山形県離転職者職業訓練事業一覧」及び別紙2「令和3年度山形県離転職者職業訓練事業に係る訓練科の訓練内容」に掲げる事業のうち山形県立山形職業能力開発専門校所管に係る訓練科とする。

(1) 離転職者職業訓練（知識等習得コース）

### 2 事業の目的

上記委託訓練の実施により、訓練受講者全員が就職に必要な技能・知識を習得し、就職することを目的とする。

### 3 委託業務の内容

委託訓練に係る業務の内容は、訓練科ごとに定める「委託訓練仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 4 企画書提出先及び提出期間

本校所管に係る訓練科について、次のとおりとする。

(1) 提出先 山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課  
郵便番号990-2473 山形市松栄二丁目2番1号

(2) 提出期間

ア 「令和3年度山形県離転職者職業訓練事業一覧（別紙1）」の訓練開始月が4月から9月までの間に設定されている訓練科及び自由提案枠については、令和3年2月17日（水）から令和3年3月3日（水）午後4時まで

イ 「令和3年度山形県離転職者職業訓練事業一覧（別紙1）」の訓練開始月が10月から翌年3月までの間に設定されている訓練科については、令和3年2月17（水）から令和3年3月12日（金）午後4時まで

### 5 応募資格

応募者は次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- (4) 山形県財務規則第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿への登載のための競争入札参加資格審査申請中であり令和3年度の名簿への登載が見込まれる者であって、県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- (6) 原則として、教育訓練を1年以上継続して実施しており、安定した事業運営が可能と認められる者
- (7) 事業を適切に運営できる組織体制及び職員数を備え、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、

備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にあり、訓練科ごとに定める仕様書の要件を全て満たしている者

- (8) 当該事業に付する契約に係る業務に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている者
- (9) 就職状況報告において偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとした者であって、当該不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過しない者に該当しない者
- (10) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修（以下「ガイドライン研修」という。）を過去5年以内に受講した者が在籍している者、ISO29990（2018年12月廃止、認証から3年間有効）を取得している者、又は当年度中にガイドライン研修を受講することを確約する者のいずれかに該当する者
- (11) 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 6 欠格事由

提出された企画書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったとするとときは失格とする。

- (1) 上記5に定める資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画書が募集要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき

## 7 企画書募集に関する事務を担当する部局等及び企画書募集説明書等の交付場所

- (1) 企画募集等に関する事務を担当する部局等  
本校所管に係る訓練科について、次のとおりとする。  
山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課 電話番号023(644)9228
- (2) 企画書募集等説明書及び仕様書等の交付場所  
山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。  
ただし、企画書募集説明書の別紙3-1「企画書作成にあたっての留意事項（知識等習得コース・委託訓練活用型デュアルシステム）」及び別紙2「就職支援経費について」は、希望する者に対し、令和3年3月12日（金）までの期間、山形県立山形職業能力開発専門校において配布する。

## 8 契約保証金

委託訓練の契約をする場合の契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 9 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先 山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課  
T E L : 023-644-9228 F A X : 023-644-6850

### (2) 受付方法

F A X (A 4 版、別紙様式) でのみ受け付けるものとする。

### (3) 受付期間・回答

上記(1)において、令和3年2月24日(水)まで受け付けし、当該質問に対する回答は、受付先より質問者あて書面により行うとともに、回答書は、速やかに質問を取りまとめた上で、令和3年3月12日(金)までの期間、山形県立山形職業能力開発専門校において閲覧に供する。

## 10 企画書の構成及び提出

### (1) 企画書の構成

① 企画書は、訓練科ごとに作成すること。

② 企画書は、以下の書類をもって構成し、各1部を提出すること。

ア 企画提出書(様式1)

イ 事業者及び訓練実施施設の概要(様式2)

ウ 企画提案する訓練科の運営方針(様式3)

エ 訓練実施施設及び運営の状況(様式4)

オ 委託訓練カリキュラム(様式5)

カ 就職支援カリキュラム(様式5付1)

キ 日別訓練計画表(様式5付2)

ク 講師名簿(様式6)

ケ 使用教材等一覧(様式7)

コ 就職支援の計画と実績(様式8)

サ 見積書(様式9)

シ 訓練実施施設内の配置図(教室、就職相談室、休憩場所、トイレ、事務室)

ス 訓練実施施設の写真(建物の外観、駐車場、教室、就職相談室、休憩場所、トイレ、事務室)

セ 訓練実施施設の案内パンフレット等

ソ 訓練実施施設利用に係る資料の写し

タ ソフトウェアの使用許諾契約書等の写し

チ 職業紹介事業の許可又は届出の写し

ツ 法令等で定める研修課程等に係る許可又は届出の写し

テ 山形県競争入札参加資格者名簿登載に係る申請書の写し

ト 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修修了証(ただし、当年度中に受講する場合はこれを証するもの)及び自己診断表の写し又はI S O 29990 の取得を証する書類の写し

ナ 「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」を取得している場合は同認定証の写し

③上記②のシからソまでは、訓練科ごとに提出すること。

④上記②のタからナまでは、該当する場合に提出すること。

⑤上記②のツに掲げる介護員養成研修等の指定通知書の写しは、介護系の訓練を実施する場合のみ提出すること。また特別な事情がある場合には、遅くとも当該訓練の訓練受講者の募集開始の前日までに提出すること。

⑥発注者が必要と認める場合において、その他必要書類の提出を求める場合がある。

⑦上記②のアからサまでについては、データを保存した記録媒体も併せて1部提出すること。

## (2) 企画書の提出

### ア 企画書の提出書類及び部数

上記10(1)のとおりとする。なお、内陸地区の自由提案枠については、託児なしの訓練科(4コース)と託児付加の訓練科(2コース)に対し、それぞれ2コースまで企画書を提出することができる。

### イ 企画書の提出先

上記4(1)に同じ。

### ウ 提出方法

直接提出(持参)又は郵送とする。

### エ 提出にあたっての留意事項

(ア) 別紙3-1「企画書作成にあたっての留意事項(知識等習得コース・委託訓練活用型デュアルシステム)」及び委託訓練仕様書に基づき、企画書を作成し、提出すること。

(イ) 企画書は、真に実現可能な訓練科の数を踏まえて提出すること。

(ウ) 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消はできないものとする。

(エ) 提出のあった企画書は返却しないものとする。提出後に取り下げた場合も同様とする。

(オ) 企画競争の手續及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(カ) 提出された企画書は、提出先に無断で使用しないものとする。

(キ) 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 11 その他

(1) 委託契約するにあたっては、契約書の作成を必要とする。

(2) この企画書募集及び契約は、県の都合により手續の停止等があり得る。

(3) 本事業を受託するに当たって、訓練期間が複数年度にまたがる訓練科については債務負担行為の設定を伴う委託契約となるため、以下に留意すること。

ア 委託料の支払については、各会計年度における支払限度額によるものとする。

イ 会計年度ごとに訓練業務報告書を提出するものとする。

(4) 本事業は、国の委託事業であり、当該年度における国庫受託額の決定及び県予算の成立が契約締結の条件となるため、選考結果に関わらず、契約できない場合がある。

(5) 本事業は、国の委託事業であるため、国の委託訓練実施要領等の改正により、内容及び金額等を変更する場合がある。

(6) 受講希望者の応募状況等に応じ、訓練受講者の数は、定員にかかわらず減員する場合がある。また、著しく訓練受講者が少なく、最少催行人員未満となったときは当該訓練科を中止する場合がある。

(7) 本説明書及び仕様書に定めのない軽微な事項については、発注者の指示に従うこと。